特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	被災者台帳の作成に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和5年7月4日

即津棒和

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務					
②事務の概要	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の3第1項の被災者台帳の作成に関する事務					
③システムの名称	①被災者台帳システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
被災者台帳ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の36の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	(情報照会) 1 番号法第19条第7号、別表第2の56の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	久慈市生活福祉部社会福祉課					
②所属長の役職名	社会福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2112					

|久慈市生沽福祉部社会福祉課社会長寿係 〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号 電話0194-||52-2119

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和2年5月13日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年5月13日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
	項目評価		ル重点項目評	価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 項目評価書において、リスク対策の詳細が記	
2. 特定個人情報の入手(情報提供	はネットワークシス	くテムを通じ	た入手を関	₹ ⟨。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワ	ークシステム	を通じた提供		い
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ィステムと	≤の接続		[]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提	供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・	多発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I.5. 所属長の役職名	社会福祉課長 向川 智之	社会福祉課長	事後	
平成30年12月27日	Ⅱ. 1. 対象人数	平成29年6月28日	平成30年7月20日	事後	
平成30年12月27日	Ⅱ. 2. 取扱者数	平成29年6月28日	平成30年7月20日	事後	
令和1年6月12日	対象人数	平成30年7月20日	令和1年6月12日	事後	
令和1年6月12日	取扱者数	平成30年7月20日	令和1年6月12日	事後	
令和1年6月12日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「IVリスク対策」について記載	事後	
令和2年5月13日	I.5.① 部署	久慈市福祉事務所社会福祉課	久慈市生活福祉部社会福祉課	事後	
令和2年5月13日	I.8 連絡先	久慈市福祉事務所社会福祉課社会長寿係	久慈市生活福祉部社会福祉課社会長寿係	事後	
令和2年5月13日	Ⅱ.1 対象人数	平成31年6月12日 時点	令和2年5月13日 時点	事後	
令和2年5月13日	Ⅱ.2 取扱者数	平成31年6月12日 時点	令和2年5月13日 時点	事後	
令和5年7月4日	Ⅱ.1 対象人数	令和2年5月13日 時点	令和5年7月4日時点	事後	
令和5年7月4日	Ⅱ.2 取扱者数	令和2年5月13日 時点	令和5年7月4日時点	事後	